

中野地区コミュニティ協議会規約

(名称及び目的)

第1条 この協議会は、中野地区のコミュニティ活動と生活改善及び福祉の向上を図るとともに、コミュニティ施設等の円滑な管理運営を推進することを目的とし、中野地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という）と称する。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、別表に定めるコミュニティ組織をもって構成する。

(所 掌)

第3条 協議会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) コミュニティ施設計画の作成及び運営方法の協議に関すること。
- (2) コミュニティ活動の総合調整に関すること。
- (3) 中野地区コミュニティ会館の管理運営に関すること。
- (4) 中野地区コミュニティ体育館の管理運営に関すること。
- (5) 中野漁村センターの管理運営に関すること。
- (6) その他コミュニティ振興に関し必要な事項。

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置き、構成員の互選とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 連絡員 2名（各地区行政推進員とする）
- (4) 監 事 2名

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会 議)

第7条 協議会は、總會及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる

(会 計)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、会費、使用料、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(施設の使用)

第9条 第3条第3号から第5号に規定する施設（以下「施設」という）を使用しようとする者（以下「使用者」という）は、使用許可申請書（様式1号）を提出し、会長の許可を受けなければならない。

第10条 会長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められたときは許可するものとする。ただし、次に該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物及び付属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。

2 会長は、施設の管理上必要があると認めるときには、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行事の中止若しくは施設から退去を命ずることができる。

- (1) 使用許可に付した条件に違反した者。
- (2) 偽りその他不正な手段により、許可を受けた者。

(使用料)

第12条 会長は、使用者に別表1に定める使用料を許可の際、納付させなければならない。ただし、次に定める使用の場合には、減額又は免除することができる。

- (1) 公共団体等で施設の設置目的に合致して使用する場合。
- (2) 中野地区に居住する者で地域の発展と、コミュニティ活動及び水産業の振興のために使用する場合。

(損害賠償)

第13条 会長は、使用者が建物又は設備、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、使用者にその損害を賠償させなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(庶 務)

第14条 事務局は協議会長宅に置き、庶務は、会長が選任した者が処理する。

2 施設の管理運営に必要な諸帳簿等は、施設ごとに備えるものとする。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会議に諮り定める。

付 則

この規約は、昭和47年 9月 7日から施行する。

改 正 昭和57年 4月21日

一部改正 平成14年 5月28日

改 正 平成15年 5月20日

一部改正 平成22年 5月14日

別表（規約第2条に定める構成員）

<p>中野南区 地区会長</p> <p>” 地区代表（5名以内）</p> <p>” 民生児童委員</p> <p>” 行政推進員</p> <p>生活研究グループ 代表者</p> <p>中野青年会 会長</p> <p>中野婦人会 会長</p> <p>老人クラブ 会長</p> <p>なかのこども園 園長</p> <p>中野小学校 校長</p> <p>中野中学校 校長</p> <p>中野小学校PTA 会長</p> <p>中野中学校PTA 会長</p> <p>中野地区PTA 会長</p>	<p>中野北区 地区会長</p> <p>” 地区代表（3名以内）</p> <p>” 民生児童委員</p> <p>” 行政推進員</p> <p>消防団第1分団 分団長</p> <p>” 第1部長</p> <p>” 第2部長</p> <p>” 第3部長</p> <p>陸中中野郵便局 局長</p> <p>洋野町漁協中野実行部会 会長</p> <p>久慈警察署中野駐在所 所長</p> <p>中野地区防災支援隊 隊長</p> <p>中野ふじの会 会長</p> <p>学識経験者</p>
---	---

別表 1

中野地区コミュニティ施設及び漁村センター使用料

(単位：円)

時間区分	室区分 大会議室	研 修 室	全 室
1 時間毎	1, 5 0 0	1, 0 0 0	2, 5 0 0
摘 要	調理実習室含む	調理実習室含む	

備 考

1. 使用時間は原則、午前8時から午後9時までとする。
2. 10月15日～4月30日までの使用については、暖房料として規定料金に20%を加算する。ただし、体育館については、使用者負担とする。
3. 営利を伴うものの料金は、上記に関わらず、1日1回を全室として次のとおりとする。

センター地域内の者が利用する場合 45, 000円

センター地域外の者が利用する場合 55, 000円

体育館地域内の者が利用する場合 20, 000円

体育館地域外の者が利用する場合 30, 000円

4. その他細部については、その都度協議のうえ定めるものとする

(様式1号)

中野地区コミュニティ施設及び漁村センター使用許可申請書

令和 年 月 日

管理者 殿

申請者 住 所

氏 名

印

次のとおり施設を使用したいので許可して下さるようお願いします。

使用日時	令和 年 月 日 時～ 月 日 時まで	
使用施設名等 使用施設・室に ○印をつける	1. 漁村センター	1 大会議室 2 研修室 3 調理実習室 4 全室
	2. 体育館	全館
	3. コミュニティ会館	1 和室Ⅰ 2 和室Ⅱ 3 和室Ⅲ 4 全室
使用目的		
使用物品名		
使用人員		
使用責任者	住所 氏名	*申請者と異なる場合のみ記入
その他特記 事 項 欄		